

日本共産党京都府委員会 府委員長 殿  
日本共産党京都南地区委員会 地区委員長 殿

## 保有個人情報開示請求書

2023年4月25日

氏名 松竹伸幸  
住所  
電話

個人情報の保護に関する法律（以下「法」）第33条第1項の規定及び日本共産党（以下「党」）京都府委員会プライバシーポリシーに基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

### 記

#### 1 開示を請求する保有個人情報

- (1) 党京都南地区委員会が、私に対する除名処分を決定するに至った経緯が分かる議事録及び全ての関連資料（党京都府委員会へ送付した文書、党中央委員会規律委員会へ送付した報告書及び「しんぶん赤旗」に送付した文書を含む。）
- (2) 党京都府委員会が、私に対する除名処分を承認するに至った経緯が分かる議事録及び全ての関連資料（党京都南地区委員会から受け取った文書、党中央委員会規律委員会へ送付した報告書及び「しんぶん赤旗」に送付した文書を含む。）

#### 2 求める開示の実施方法等

写しの送付を希望します。

#### 3 本人確認等

開示請求者本人の健康保険証被保険者証及び住民票の写し

#### 4 保有個人情報の開示請求に関する意見

##### (1) 本件開示請求の趣旨

私は、2023年2月5日の党京都南地区委員会の決定及び同月6日の党京都府委員会の承認により、除名されたものです。この除名処分に不服のため、党規約第55条にもとづく再審査を求めたいと考えています。それを求めるにあたり、上記1(1)及び(2)に記載した保有個人情報の開示を請求します。

なお、本件開示請求は、情報公開（情報を公にすること）を求めるものではなく、個人情報保護法に基づき、私を本人とする保有個人情報を、私本人に対して開示するよう求めるものであることを申し添えます。

##### (2) 本件開示請求の根拠

党は、法第16条第2項が規定する「個人情報取扱事業者」に該当します。そして、法第33条第1項は、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの（略）開示を請求することができる」と規定し、同条第2項は「個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、（略）遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならぬ（以下略）」として、原則開示を義務付けています。

なお、同第33条2項は「ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる」として3つの例外をあげていますが、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」などであって、本件には該当しません。

もちろん一方で、法第57条第1項は、報道機関や政治団体等に対しては、基本的人権の配慮から、法第33条等の個人情報取扱事業者に対する義務を適用除外としています。

しかし、ご存じのように、法の適用除外の団体であっても、法第57条3項で「個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない」と定められており、この規定に基づき、貴委員会は、ウェブサイトで公表しているプライバシーポリシーにおいて、「個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します」と定めています。つまり、貴委員会には、実質的には保有個人情報の開示義務があるということなのです。

速やかな回答を求めます。

以上